

陣場野公園周辺地区 景観まちづくり計画

【関ヶ原町景観計画別冊】



も く じ

序 章	はじめに	1
1	これまでの経緯・目的.....	1
2	景観まちづくり計画とは.....	3
3	景観まちづくり計画のめざすもの.....	4
第1章	景観まちづくり計画を定める区域	5
第2章	地区の景観特性	6
1	地区の景観を形づくるもの.....	6
2	景観に対する住民の思い.....	12
第3章	景観まちづくりの目標	20
1	景観まちづくりの将来像.....	20
2	景観まちづくりストーリー.....	21
第4章	景観まちづくりの心得	23
1	景観まちづくりの心得.....	23
2	景観形成方針.....	24
第5章	景観まちづくりの作法	25
1	景観まちづくりの作法.....	25
2	届出対象行為.....	27
3	景観形成基準.....	29
4	届出の流れ.....	31
第6章	景観まちづくりの展開	32
1	良好なまちなみ形成の取組み.....	32
2	今後の取組み.....	33

序 章 はじめに

1 これまでの経緯・目的

関ヶ原町では、全国的な知名度を有する国指定史跡「関ヶ原古戦場」を活用し、関ヶ原町総合計画において景観や観光に関する位置づけをしたり、関ヶ原古戦場グランドデザインを策定したりするなど、古戦場にふさわしい景観への取組みを推進してきました。その後、関ヶ原町の景観まちづくりの取組みを本格的に始動するため、平成30年度に岐阜県の同意を得て景観行政団体となりました。

これまでの取組みを踏まえて、令和元年度の景観基礎調査、令和2年度の関ヶ原町全域における景観計画の内容検討を経て、令和3年7月に「関ヶ原町景観計画」を策定するとともに、「関ヶ原町景観条例」を制定しました。さらに、令和3年度には陣場野公園や JR 関ヶ原駅を中心とするエリアで住民参加型のワークショップを開催するなど、住民協働の景観まちづくりの推進に向けて施策を展開しているところです。

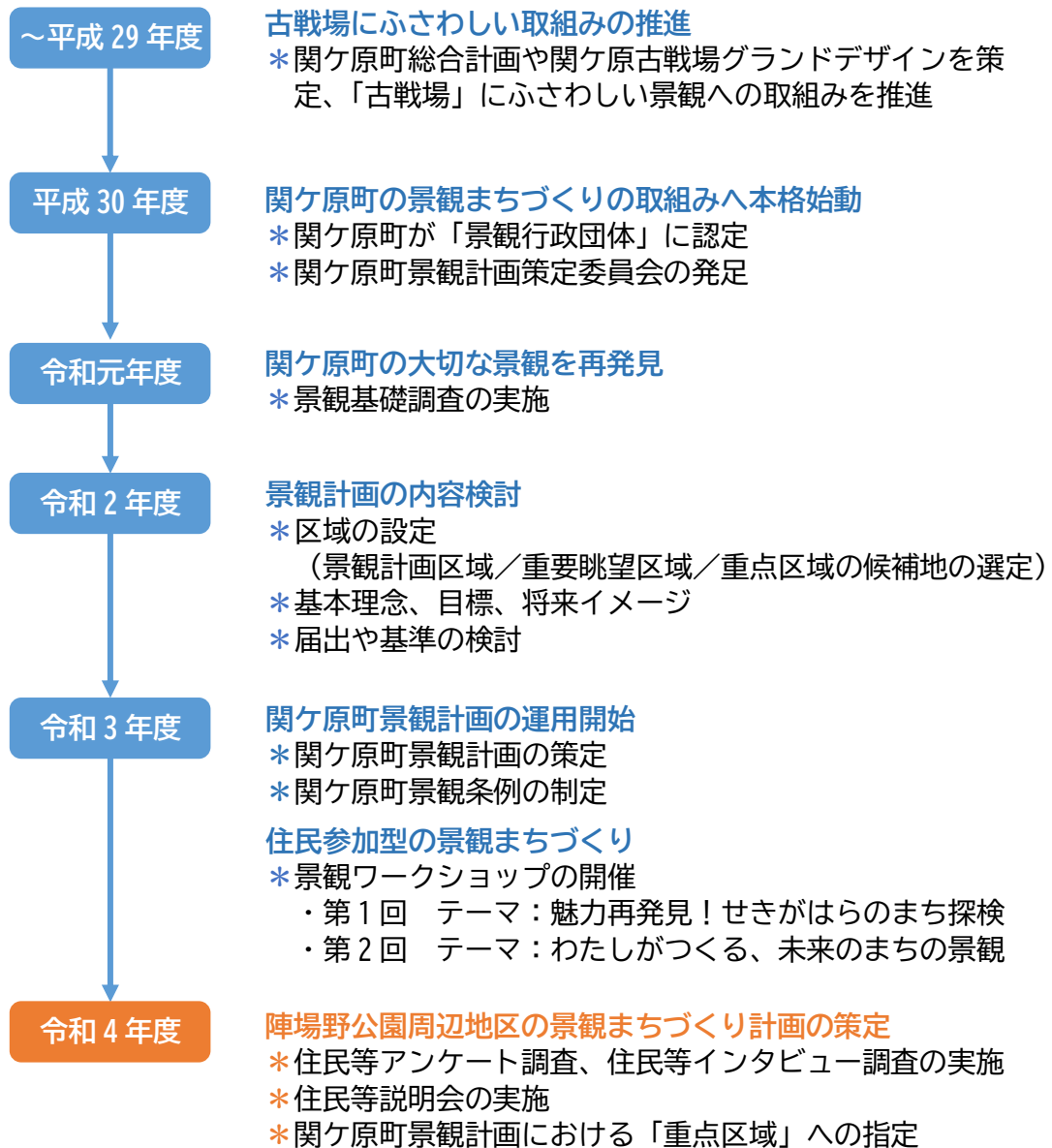
また、岐阜関ヶ原古戦場記念館が令和2年度に開館したことから、隣接する陣場野公園や旧北国街道を中心とした「陣場野公園周辺地区」の範囲でのにぎわいの創出が期待されています。

関ヶ原町では、総合的・計画的に景観まちづくりを推進するため、陣場野公園周辺地区を関ヶ原町景観計画における「重点区域」に位置づけるとともに、「陣場野公園周辺地区 景観まちづくり計画」を策定します。



▲陣場野公園周辺地区

<景観まちづくり計画策定の経緯>



▲第 1 回景観ワークショップの様子



▲第 2 回景観ワークショップの様子

2 景観まちづくり計画とは

「陣場野公園周辺地区 景観まちづくり計画」とは、重点区域に指定した「陣場野公園周辺地区」において、地区内の住民や事業者の意見を反映しながら関ヶ原町景観計画の個別計画として策定するものです。本計画では、日常の中での景観に対する考え方から景観法（平成16年6月18日法律第110号）に基づく建築行為等の制限や景観まちづくりの展開まで、総合的に景観まちづくりを推進するための内容を示しています。

<町全域の計画>

関ヶ原町景観計画

【構想編】

- 序章 基本的事項
- 第1章 関ヶ原町の景観特性と課題
- 第2章 基本理念と目標

【推進編】

- 第3章 景観計画区域
- 第4章 景観計画区域の行為の届出制度
- 第5章 重要眺望区域および重点区域
- 第6章 景観重要建造物・景観重要樹木
- 第7章 景観重要公共施設
- 第8章 景観まちづくりの推進

<個別計画>

陣場野公園周辺地区

景観まちづくり計画

- 序章 はじめに
- 第1章 景観まちづくり計画を定める区域
- 第2章 地区の景観特性
- 第3章 景観まちづくりの目標
- 第4章 景観まちづくりの心得
- 第5章 景観まちづくりの作法
- 第6章 景観まちづくりの展開

住民等の意見の反映

- ・ 景観ワークショップ
- ・ 住民等アンケート調査
- ・ 住民等インタビュー調査
- ・ 住民等説明会
- ・ パブリックコメント 等

景観まちづくり計画のポイント

❖『景観まちづくりストーリー』を示す

- ・ 景観の視点から将来イメージに向かって着実にまちづくりを進めるための考え方や取組み等

❖『心得・作法』を示す

- ・ まちなみを理解するための考え方やポイント

❖『成長する計画』とする

- ・ 新たな取組みの追加や削除、変更等、段階的な取組みを前提とした計画内容

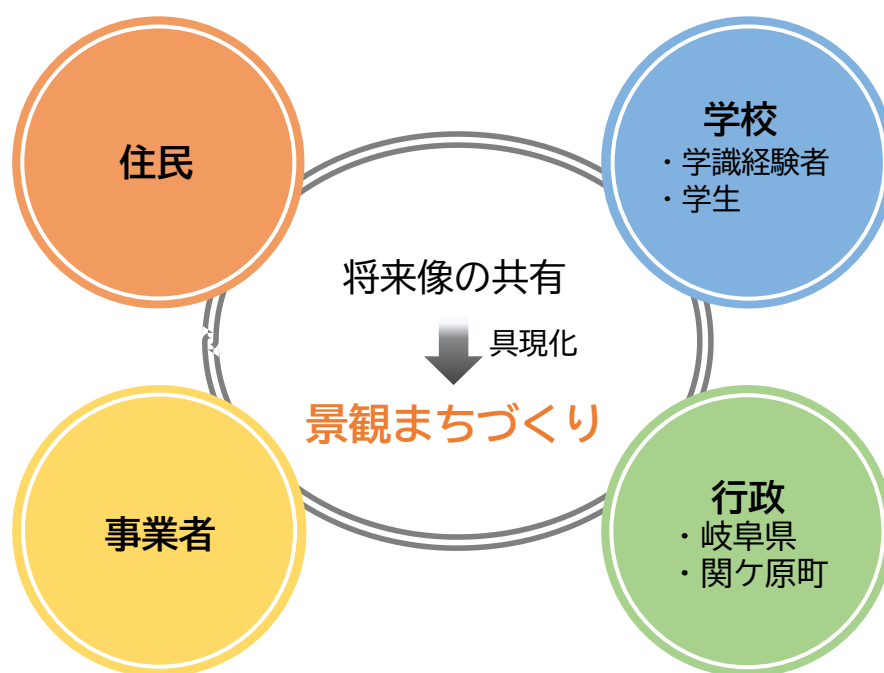
3 景観まちづくり計画のめざすもの

景観まちづくりとは、単に基準に則って外観を整えるためのものではなく、身の回りの景観に関する課題の解決に向けて取組み、まちを生き生きと暮らせる魅力的な居場所に育て、景観まちづくりを通してにぎわいや心地よさを創出するものです。

例えば、住民や事業者としての景観まちづくりは、玄関先の緑化や地域のごみ拾いなどの日常的な活動から、自らが居住または営む建築物等についてまちなみのルールに適合させるなどの積極的な取組みまでさまざまです。行政としての景観まちづくりは、法令等に沿ったまちなみのルールの体系化や景観まちづくりに関する相談対応といった住民や事業者への支援、学校と協働する取組みの推進など多岐にわたります。

本計画では、住民、事業者、行政、学校等のさまざまな主体による連携のもと、主体間で将来像を共有し、具現化する景観まちづくりを推進します。

地区内の住民や事業者の考えを反映した将来像の共有と協働の具現化により、「これぞ関ヶ原」という印象を高めていくことをめざします。



▲主体間の連携イメージ

第1章 景観まちづくり計画を定める区域

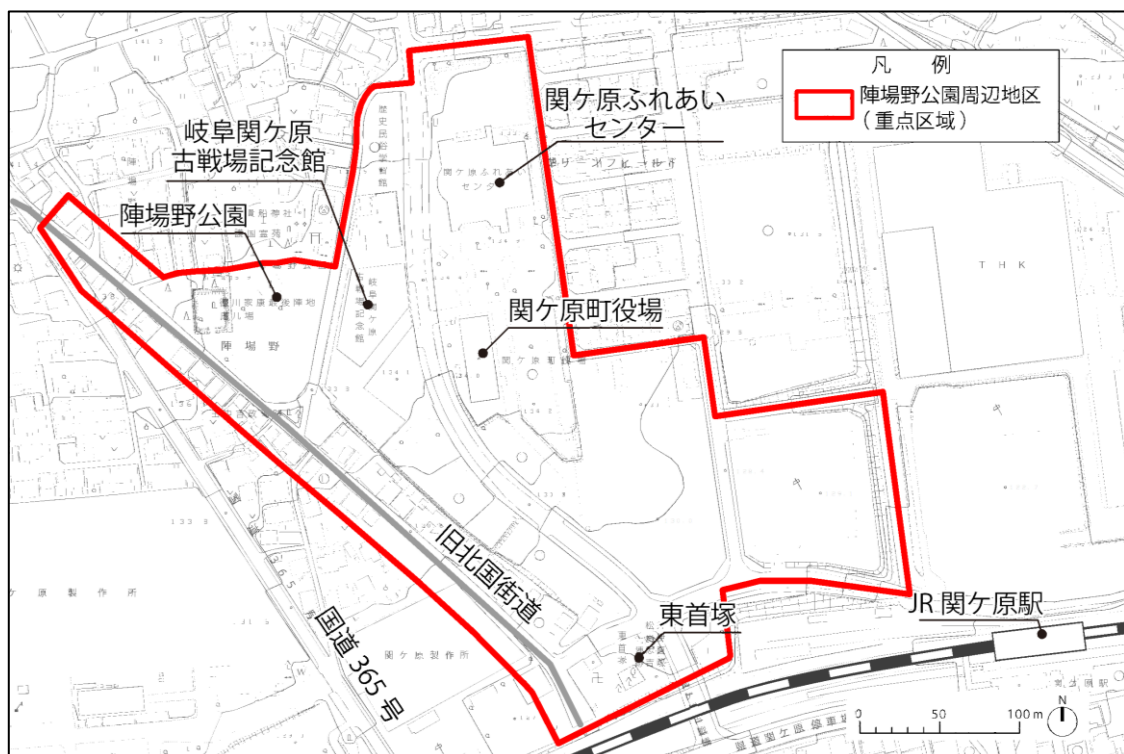
景観まちづくり計画を定める区域（重点区域）は、住宅や店舗、大規模工場が調和したまちなみを形成している旧北国街道と古戦場の史跡、公共施設等が集積する範囲です。

【名称】陣場野公園周辺地区

【面積】約 10ha



▲陣場野公園周辺地区の位置



▲陣場野公園周辺地区の範囲

第2章 地区の景観特性

1 地区の景観を形づくるもの

本地区の景観を形づくる景観資源を知ること、まちの個性や大切にすべき景観とはどのようなものかという認識を共有することができます。

本地区の景観資源は次のとおりです。

(1) 歴史・経緯（成り立ち）

本地区は、古くから人々が活動していた街道や、関ヶ原の戦い等の歴史的な出来事、近代化による交通網やまちの発達など、時代の変遷を経て成り立っています。

古代・中世 (～室町)	・東山道から分岐する北国街道、伊勢街道が成立 ★旧北国街道
近世 (安土桃山・江戸)	・関ヶ原の戦いでは、徳川家康は桃配山においた本陣を現在の陣場野公園（徳川家康最後陣地）に移し戦いに勝利 ・戦場の遺骸等は首塚に葬られる ★陣場野公園（徳川家康最後陣地） ★東首塚
近代 (明治)	・旧北国街道沿いに東海道鉄道が開通し、関ヶ原停車場が県下で初めて営業 ・明治期にはマンボが最盛期を迎える ★マンボ
近代 (大正・戦前)	・旧北国街道沿いの鉄道は廃止され、鉄道跡は現在の国道 365 号となる
現代 (戦後～)	・旧北国街道沿いには大規模工場が立地し、史跡や住宅のあるまちなみと調和している ・岐阜関ヶ原古戦場記念館が開館 ★多様な建築物が調和するまちなみ ★岐阜関ヶ原古戦場記念館

★：景観資源

令和3年度 景観ワークショップの主な意見

- 旧北国街道は、屋根が瓦の家が多く、旧街道らしい雰囲気が良い
- マンボが残るのは良いが、その歴史が次世代に伝わっていない
- 東首塚のスダジイには歴史を感じる
- 関ヶ原の戦いの歴史は大切である

等



▲古地図の北国街道（天保国絵図 美濃国）
出典：国立公文書館デジタルアーカイブ



▲東海道鉄道位置（明治 27 年測量関ヶ原町地図（大日本帝国陸地測量部発行）
出典：史跡関ヶ原古戦場保存管理計画策定計画書（平成 22 年 3 月）



▲陣場野公園（徳川家康最後陣地）
とまちなみ



▲大規模工場とまちなみ



▲岐阜関ヶ原古戦場記念館

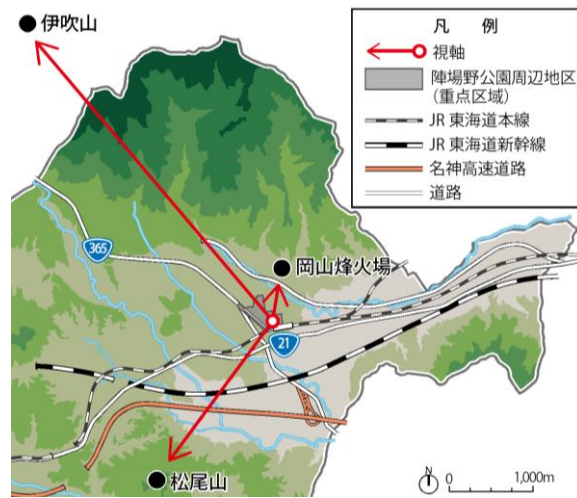
(2) 視軸 (眺望)

本地区は、地形や自然、史跡、まちなみ等により構成される一体的な眺望を形成しています。近景には、東首塚や陣場野公園（徳川家康最後陣地）の史跡と緑、関ヶ原町の新しいシンボルである岐阜関ヶ原古戦場記念館、人々の暮らしにより形成された旧北国街道のまちなみをみることができます。遠景には、伊吹山を主峰とする伊吹山地をはじめとする山なみや岡山烽火場、小早川秀秋陣跡のある松尾山を望むことができます。

【景観資源】

★陣場野公園周辺地区からの眺望

- | | |
|----|---|
| 近景 | 東首塚
旧北国街道のまちなみ
陣場野公園（徳川家康最後陣地）
岐阜関ヶ原古戦場記念館 |
| 遠景 | 伊吹山地
岡山烽火場
松尾山 |



▲遠景の視軸



▲東首塚の東側ポケットパークからの眺望（近景：▼、遠景：▽）

令和3年度 景観ワークショップの主な意見

- 山なみ、岐阜関ヶ原古戦場記念館、のぼり、工場や瓦屋根のまちなみ等、関ヶ原らしさを一望できるビューポイントがある
 - 東首塚ののぼりが青空にはためいて美しい
- 等

(3) 緑・水

本地区にある東首塚や陣場野公園（徳川家康最後陣地）では、大木や四季を感じられる樹木が住民の憩いの場を形成しており、庭先や敷地境界の緑が背景の山なみと一体となってまちなみに潤いを与えています。また、マンボの息抜きや水路は、目にみえにくいながらも水の流れを形成しています。

【景観資源】

★東首塚
★マンボ

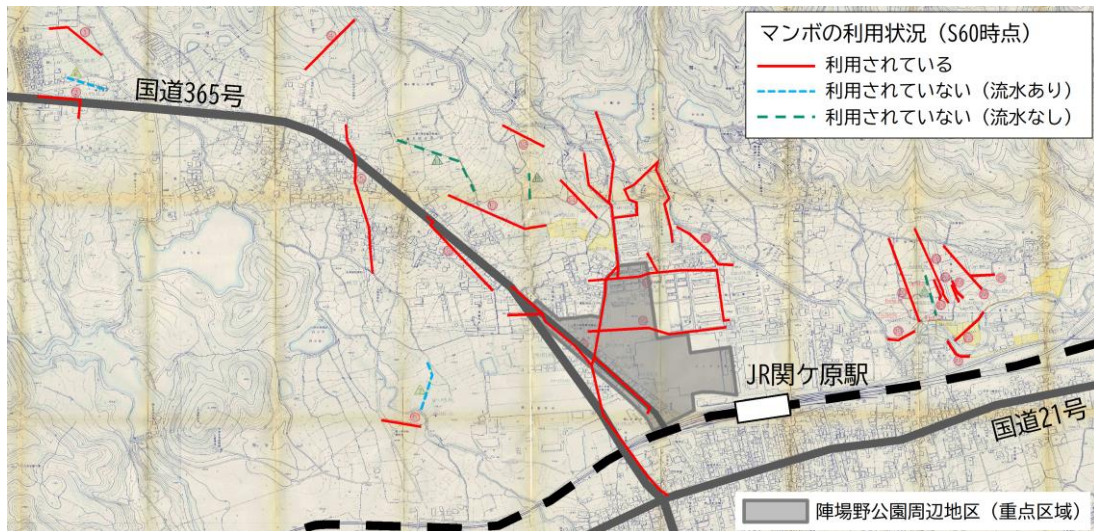
★陣場野公園（徳川家康最後陣地）
★山なみ



▲東首塚のスタジイ



▲庭木、陣場野公園の緑、山なみが一体に見えるまちなみ



▲マンボ位置図

出典：昭和 60 年度 関ヶ原町バイパス用地中杭設置測量 マンボ調査報告書

令和 3 年度 景観ワークショップの主な意見

- 山や紅葉といった自然・四季が感じられる景色が多く、美しいと感じた
- 東首塚は散策する人のオアシス的な場所になり得る。緑を活かすことが必要である
- 消雪管やマンボは地域の大切な資源である

等

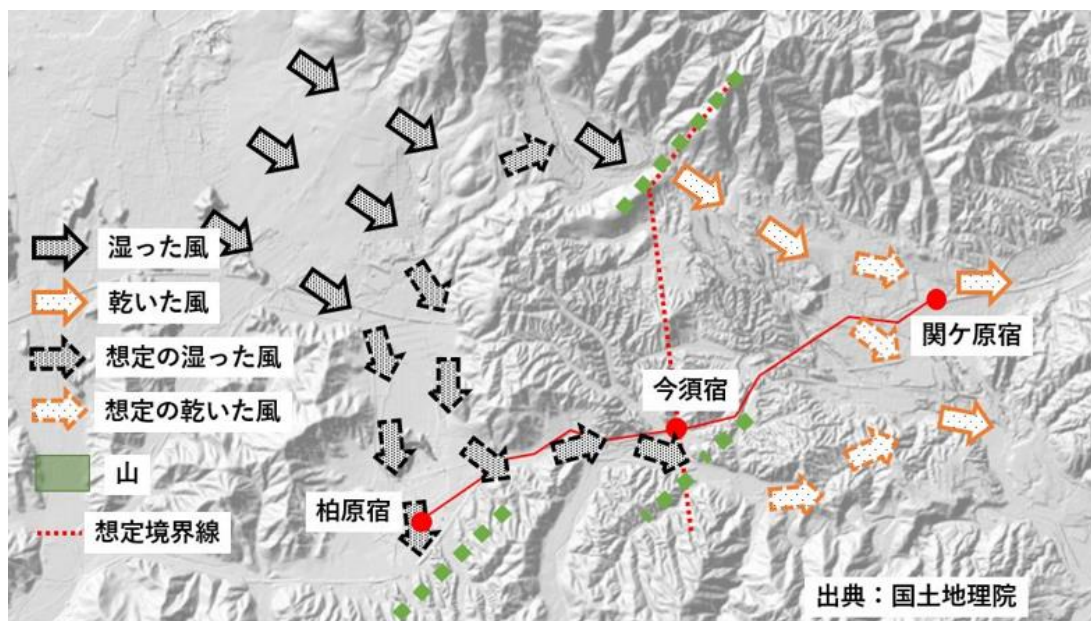
(4) 風・雪

関ヶ原町は豪雪地帯として知られています。日本海や琵琶湖から入る湿った風が北西から伊吹山にぶつかり上空で冷やされ、関ヶ原町に雪を降らせ、風は伊吹おろしとなって関ヶ原町を通り抜けます。関ヶ原町では、「伊吹山が3回白くなると、まちに雪がふる」といわれ、伊吹山のある方角の空をみて気候を予測するなど、日常に雪との関わりを感じさせる言葉や習慣が残っています。

旧北国街道では、消雪管が車道中央を通っており、雪とともにある暮らしを感じさせるまちなみを形成しています。

【景観資源】

★伊吹山がつくる雪との暮らしがみえるまちなみ

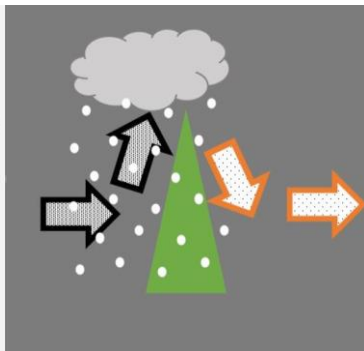


▲関ヶ原町周辺の風向き

出典：関ヶ原町の景観資源等に関する調査研究報告書（令和3年3月 岐阜工業高等専門学校）

降雪のメカニズム

- ①湿った風が山にぶつかる
- ②風が上昇し、冷やされる
- ③空気中の水分が冷やされ雪となる
- ④乾いた風になり、抜けてゆく



▲降雪のメカニズム

出典：関ヶ原町の景観資源等に関する調査研究報告書（令和3年3月 岐阜工業高等専門学校）



▲消雪管と瓦屋根のまちなみ

令和3年度 景観ワークショップの主な意見

○消雪管は特殊性があって良い

等

(5) 住民活動・交流

旧北国街道では、古民家を活用した店舗や民宿がみられます。また、ゴミ置き場や飛び出し注意のサインには、落ち着いたある色彩を基調として武将や家紋のデザインを取り入れており、電柱のサインには関ヶ原の戦いに関するクイズを記載する等、歴史的なまちであることを感じさせる工夫がみられます。東首塚では、住民によって適切に緑が管理されており、住民や来訪者の憩いの場を形成しています。

【景観資源】

★歴史を取り入れたデザインや適切に管理された緑があるまちなみ



▲町家活用の店舗



▲家紋のデザインのゴミ置き場



▲武将デザインの飛び出し注意のサイン



▲関ヶ原の戦いに関するクイズを記載する電柱のサイン



▲憩いの場となる東首塚

令和3年度 景観ワークショップの主な意見

- ゴミ置き場の家紋のデザインは、歴史的なまちの雰囲気を感じさせる
- 関ヶ原町らしいデザイン・内容の電柱サインや注意サイン
- 東首塚は歩行者のオアシス的な場所になり得る

等

2 景観に対する住民の思い

景観に対する住民や事業者の意向を把握するため、住民等アンケート調査および住民等インタビュー調査を実施しました。調査内容と結果の概要は次のとおりです。

(1) 住民等アンケート調査

1) 概要

①調査の目的

景観まちづくりの推進に向けて、住民等アンケート調査の対象地区の魅力や課題、めざすべき将来像、建物や工作物に関するルールに関して住民意向を把握するために実施した。

②調査対象

旧北国街道に面する土地に建物を所有する住民または事業者

③調査方法

配布：対面による直接配布 回収：郵送

④実施期間

令和4年6月～7月

⑤調査票の回収率

配布数 24 件 回収数 19 件（回収率 79.2%）

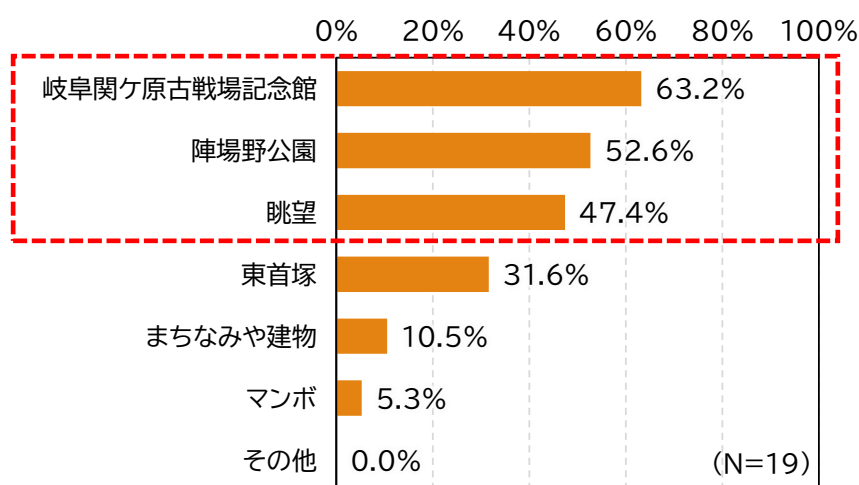


▲住民等アンケート調査の対象

2) 調査結果

問 1 対象地区のどのようなところが魅力的だと思いますか？当てはまるキーワードを選択し、どのような点が魅力的か具体的に記述してください。
【複数回答・記述】

- ・地区の魅力では、「岐阜関ヶ原古戦場記念館」が約6割と最も多く、次いで「陣場野公園」、「眺望」が約半数の回答を得ている。
- ・具体的な施設・場所の選択肢が多い中で「眺望」は3番目に多い回答であり、具体的な魅力の記述内容をみると、自然や緑、四季に関する内容が多い。



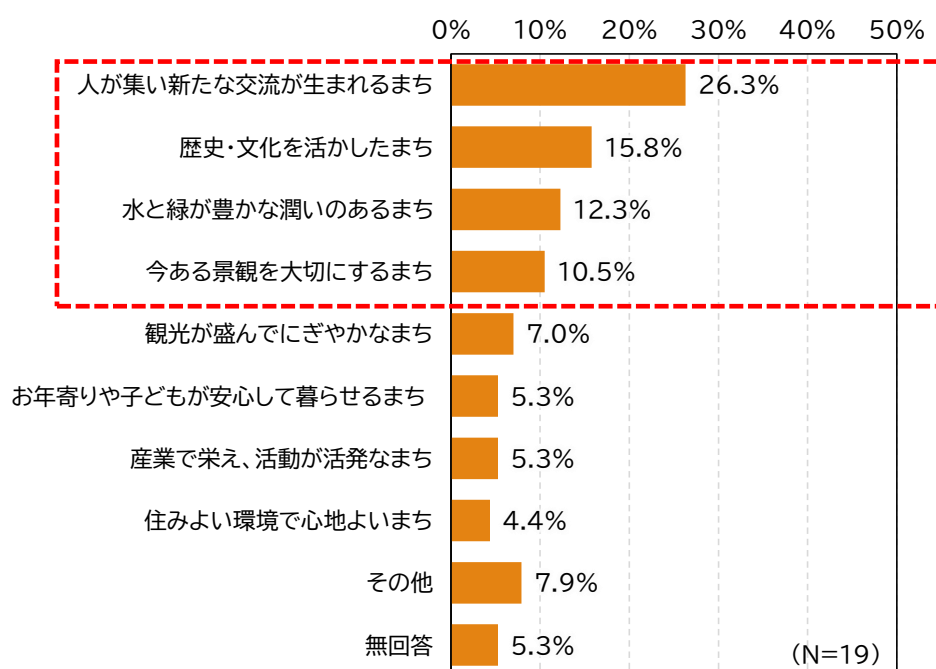
<具体的な魅力の内容（上位3項目を抜粋）>

岐阜関ヶ原古戦場記念館	・関ヶ原の全てがここに集約され、知ることができる ・歴史に残るまちだから ・観光客との思いがけない対話が生まれる ・清潔感のある建物が魅力的
陣場野公園	・整備されてすっきりし、芝生が広がって魅力的 ・自然との一体感が良い ・他所から来る人が参加するさまざまなイベントに活用できる
眺望	・春夏秋冬の全ての季節、東首塚や山がとてもきれい ・史跡と自然環境が調和している ・陣場野公園と岐阜関ヶ原古戦場記念館の建物や芝生等、色のバランスも素晴らしい

問 2 対象地区は将来どのようなまちになると良いと思いますか？当てはまる項目を選択し、その理由を具体的に記述してください。

【単一回答・記述】

- ・めざすべき地区の将来像では、「人が集い新たな交流が生まれるまち」が最も多く、約3割の回答を得ている。
- ・「歴史・文化を活かしたまち」、「水と緑が豊かな潤いのあるまち」、「今ある景観を大切にすまち」が上位の回答となっている。



(その他の意見)

【将来像】・高山（飛騨）のような通り

【理 由】・歩きながら癒される場所が少ないため、木陰で腰をおろして休める場所がほしい

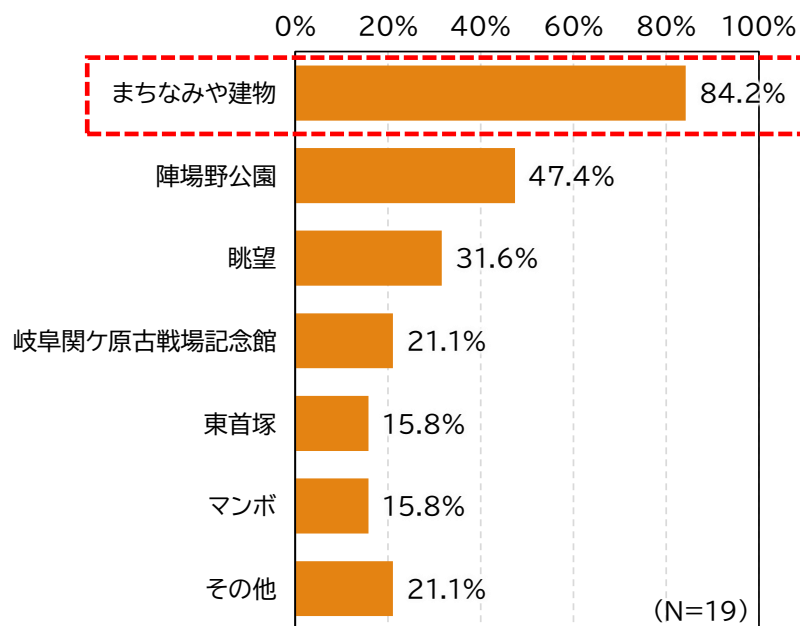
<具体的な理由（上位3項目を抜粋）>

人が集い 新たな交流 が生まれる まち	・観光だけでなく地域とつながれる場が期待できる ・岐阜関ヶ原古戦場記念館の裏手で豊かににぎわいがある ・東西対決の場所、全国から集うまち
歴史・文化 を活かした まち	・関ヶ原町は歴史のまちなのでそこは死守したい ・史跡を歩いて散策したくなるようなまちづくり
水と緑が 豊かな潤い のあるまち	・癒しの空間になれば人はやってくる ・自然が保てると良い

問 3 問2で回答したまちの将来像の実現を推進するうえで、対象地区にはどのような課題があると感じますか？当てはまるキーワードを選択し、どのような点が課題か具体的に記述してください。

【複数回答・記述】

- ・地区の課題では、「まちなみや建物」に関する課題が最も多く、8割以上の回答を得ている。
- ・具体的な課題の記述内容を見ると、“にぎわいや店舗”、“空き地や空き家”、“歩きやすさ”等のさまざまな内容が記述されている。



(その他の意見)

- ・歴史に興味のない人も買いたくなるおしゃれな雑貨が買える店舗がほしい
- ・水路を暗きよにして道幅を広くしたい

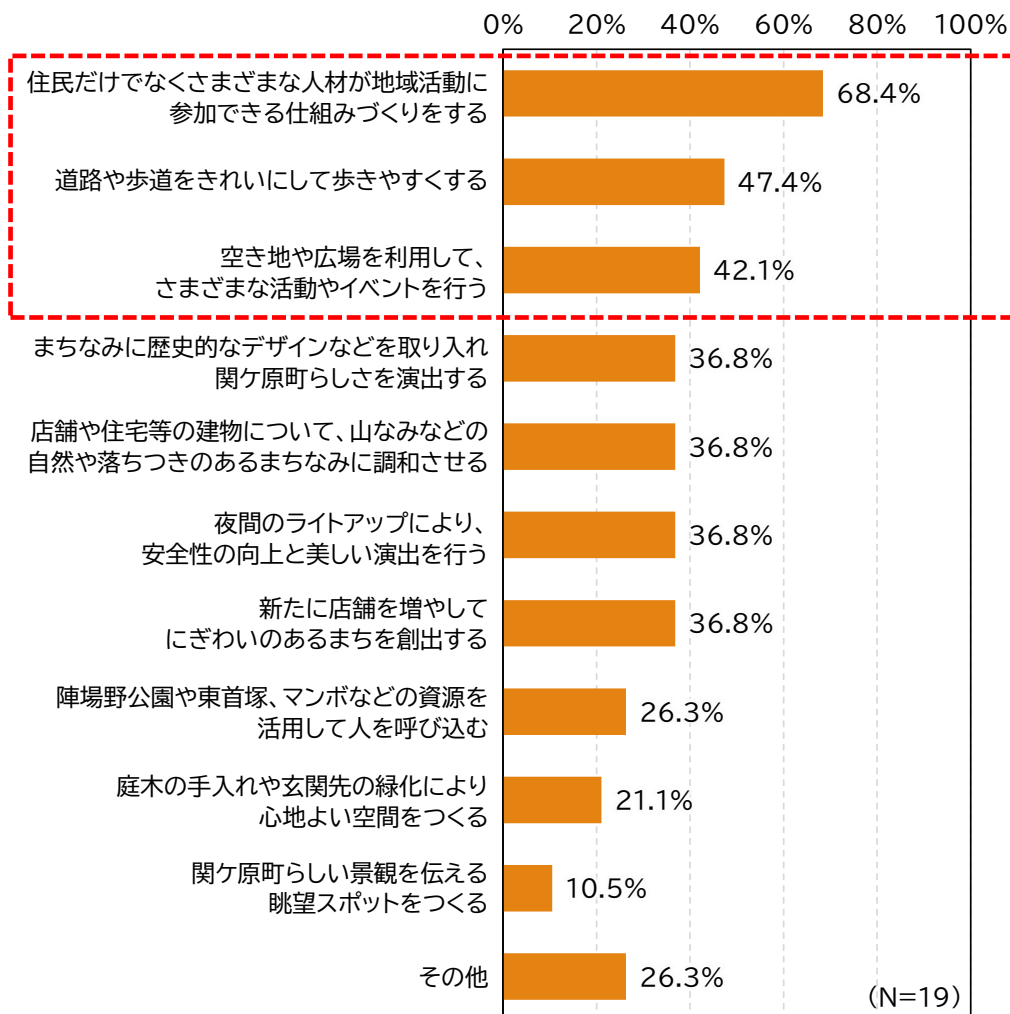
<具体的な課題の内容（上位3項目を抜粋）>

まちなみや建物	・盛り上がっている区域が一部のみで、観光地として物足りないイメージ ・せまい道幅の箇所は、電柱を地中化したい ・飲食店がほしい ・空き地や空き家が多い ・歩いて散策しやすいようにルートを表示を増やす
陣場野公園	・座るベンチがない ・広場があるだけで活用されていない印象
眺望	・電柱が眺望を阻害している ・点の利用（観光）で終わらないような仕掛けが必要

問 4 課題を解消し、まちの将来像を実現するために、具体的にどのような取り組みをするべきだと思いますか？当てはまる項目を選択してください。

【複数回答】

- ・課題解消のための取り組みとしては、「住民だけでなくさまざまな人材が地域活動に参加できる仕組みづくりをする」が最も多く、約 7 割の回答を得ている。次いで「道路や歩道をきれいにして歩きやすくする」が約 5 割、「空き地や広場を利用して、さまざまな活動やイベントを行う」が約 4 割である。



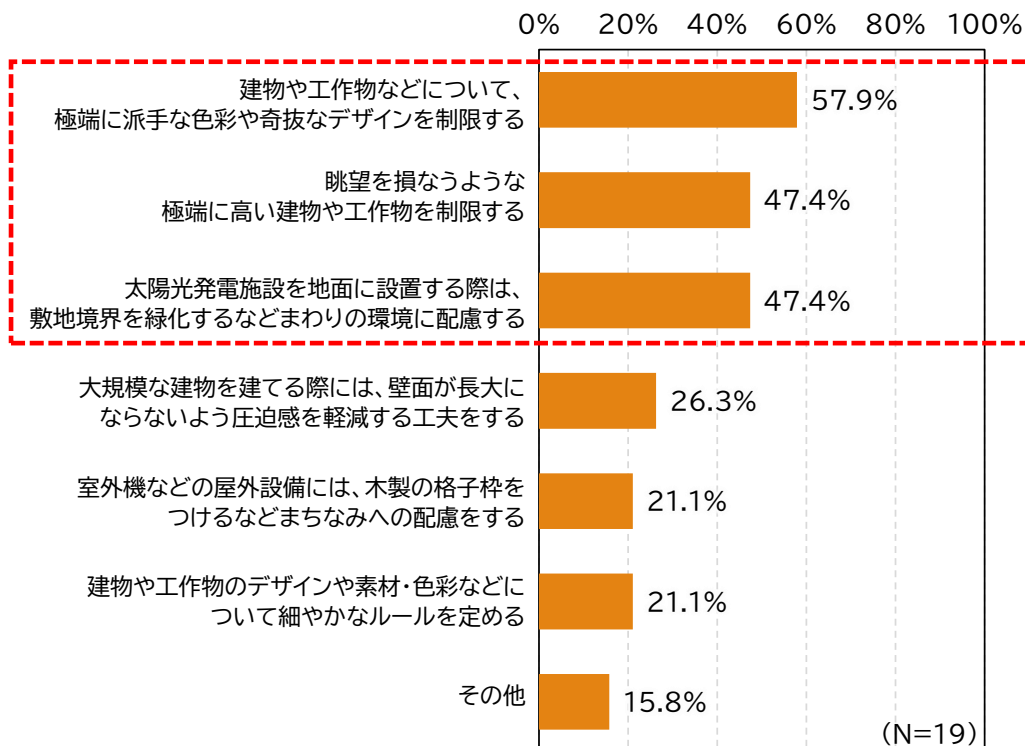
(その他の意見)

- ・宿泊や長期滞在に対応する。飲食店やここでしか買えない土産があると良い
- ・地域外の方や若い方からみた古戦場だけではない魅力を発見する
- ・次世代の担い手が現れやすい制度があると良い

問 5 対象地区の良好な景観を守り育てていくために、景観上影響が大きい建物や太陽光発電施設などの工作物に対して、どのようなルールを設けることが必要だと思いますか？当てはまる項目を選択してください。

【複数回答】

- ・建物や工作物のルールでは、「建物や工作物などについて、極端に派手な色彩や奇抜なデザインを制限する」、「眺望を損なうような極端に高い建物や工作物を制限する」、「太陽光発電施設を地面に設置する際は、敷地境界を緑化するなどまわりの環境に配慮する」が約5～6割の回答を得て上位である。
- ・上位を占めた回答はいずれも、今後発生する可能性がある不調和な建物や工作物に対するルールであり、既存の建物や工作物に適用するルールは下位になっている。



(その他の意見)

- ・穏やかで落ち着きのあるまち、心が安らぐ場所、関ヶ原町全体がそうあってほしいと思う

(2) 住民等インタビュー調査

1) 概要

①調査の目的

住民等アンケート調査の記載内容について、詳細に把握するために実施した。

②調査対象

旧北国街道に面する土地に建物を所有する住民または事業者

③調査方法

対面によるインタビュー

④実施日

令和4年7月16日(土)

2) 調査結果

■まちの課題について

- ・岐阜関ヶ原古戦場記念館への来訪者はいるが、旧北国街道まで来る来訪者は少ない
- ・現状ではまちなみの一つ一つが離れていると感じる。住んでいる側としては気にならないが、観光地としては大きな課題である
- ・側溝が危ないため道幅を広くしてほしい。歩道を整備するべきである
- ・昔ながらの店舗では、後継者がいない 等

■まちの将来像について

- ・旧北国街道を愛知県の犬山城下町のような買い物ができる通りにしたい
- ・統一感のあるまちなみや店舗、ベンチ、街灯等があると良い。無電柱化がされると良い
- ・にぎわいを創出するためには、岐阜関ヶ原古戦場記念館との動線や裏路地の活用、水辺やマンボの活用ができると良い 等

■建築物や工作物のルールについて

- ・住宅地に太陽光パネルができると見栄えが悪くなる
- ・デザインを規制すると新たな住民が入りにくくなるが、派手な住宅が建つことは困る
- ・ルールや制限はあまり堅苦しくしてはいけない。その人自身のやりたいことを尊重できると良い 等

■今後の取組みに関すること

- ・空き家は手に負えないマイナスのものとして扱わずに活用していきたい
- ・JR 関ヶ原駅からの来訪者は、最初に東首塚を訪れることになるため、東首塚は本地区への入口として役割を果たせると良い
- ・関ヶ原に訪れる歴史ファンと住民が交流でき、さまざまな人材が地域活動に参加できるようになると良い
- ・子どもの人口が減少しており、子どもに関する活動が少ない
- ・関ヶ原町の子どもたちがまちづくりイベントを通じてまちに郷愁を感じ、将来的に関ヶ原町に戻ってきてもらえるようにしたい 等

(3) 地区の困りごと

住民等アンケート調査および住民等インタビュー調査により把握した本地区の困りごとは次のとおりです。

1 次世代の担い手となる子どもや後継者が少ない

本地区では子どもや後継者がいない店舗や住宅が多く、人口の減少により地域活力の低下が懸念されています。本地区の住民や事業者にとって心地よく住み良い住環境を創出し、さまざまな人に選ばれる魅力の創出が求められています。

2 空き地・空き家化の進行により、まちなみに不調和が発生している

本地区では、駐車場や空き地、空き家が増加しており、現在の良好なまちなみに不調和が発生しはじめています。これらの低未利用地や空き家は、今後も増加すると見込まれることから、具体的な対策や活用が求められています。

3 旧北国街道を歩く人が少ない

岐阜関ヶ原古戦場記念館の開館により、にぎわいの創出が期待されているものの、旧北国街道を歩く来訪者は少ないことから、旧北国街道への誘導と歩きやすい魅力的な歩行空間の確保が求められています。

4 住民や来訪者が交流できる店舗や滞在スペースが少ない

旧北国街道では、一部に町家を活用した店舗等がみられるようになったものの、地区全体からみると限定的となっています。地区内の住民や事業者と来訪者の交流を促進し、にぎわいを創出することが求められています。

5 今後、太陽光発電設備が整備された場合に眺望が阻害される

駐車場や空き地が増加傾向にある本地区において、今後太陽光発電設備が整備された場合に周辺環境への影響が大きいことから、良好なまちなみを次世代に継承していくための対応が求められています。

第3章 景観まちづくりの目標

1 景観まちづくりの将来像

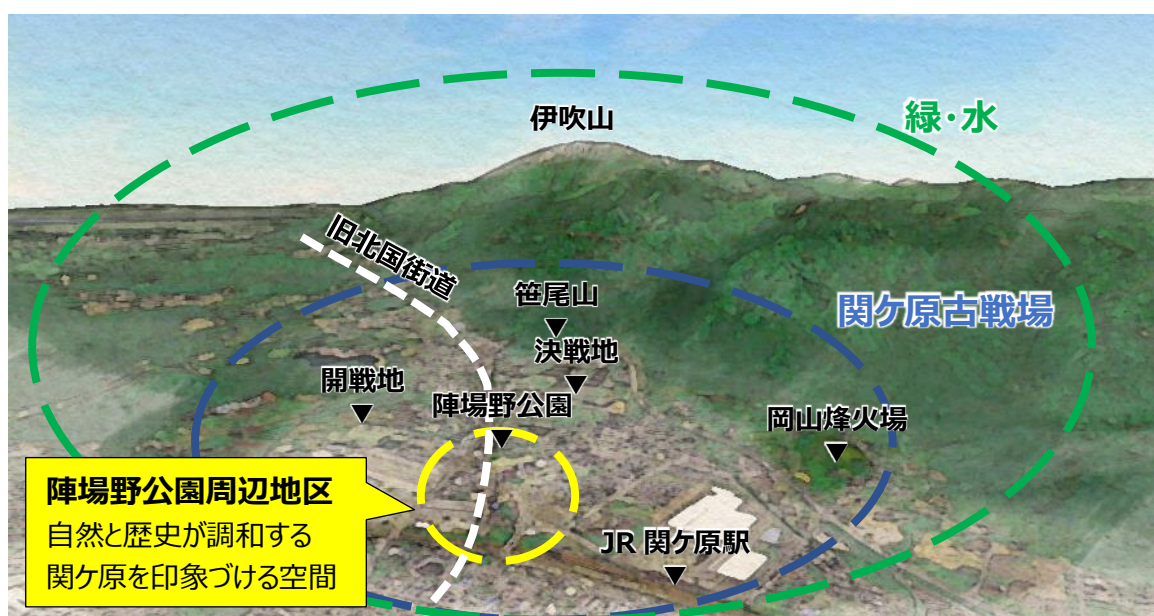
関ヶ原町には、伊吹山や緑・水がつくる地形や自然の広がりの中に、関ヶ原古戦場をはじめとする関ヶ原の戦いに関する史跡等があります。本地区はこの空間の中心地にあり、JR 関ヶ原駅からの来訪者が最初に訪れる場所でもあることから、来訪者を迎える玄関口としての機能に期待がされています。そのため、本地区は自然と歴史が調和する関ヶ原を印象づける空間としていくことが望まれます。

住民、事業者、行政、学校等が協働して取組む景観まちづくりの将来像は次のとおりです。

将来像

関ヶ原町らしいまちなみと眺望に人が集い
心地よさが続く歩いて楽しいまち

関ヶ原らしい大切な景観を継承し、景観まちづくりの取組みを通じて
新たな交流が生まれ、関ヶ原の魅力で人が集まる歩いて楽しいまちをめざします



▲陣場野公園周辺地区をとりまく空間構成

2 景観まちづくりストーリー

本地区では、将来像の実現に向けて着実な景観まちづくりを推進します。地区内の住民や事業者が主役として景観まちづくりに関わり、その取組みを住民、事業者、行政、学校等の協働によって波及させ、地区外の人に自慢したくなるようなまちとその実現までのストーリーをつくることをめざします。

起

景観について知る

- ・まちを取り巻く地形や自然、旧北国街道や関ヶ原の戦い等のまちの成り立ち、多くの人々の暮らし等によってつくられてきた大切な景観を知る

承

景観について考える

- ・旧北国街道や関ヶ原の戦い等を肌で感じられる関ヶ原と来訪者の出会いの場として、自然と歴史が調和する関ヶ原を印象づける空間を考える

転

協働の輪を広げる

- ・多様な人材を発掘し、住民、事業者、行政、学校に加え、各種団体や来訪者等と協力して、自らが住み良いまちを形成しながら、関ヶ原の魅力を発信する

結

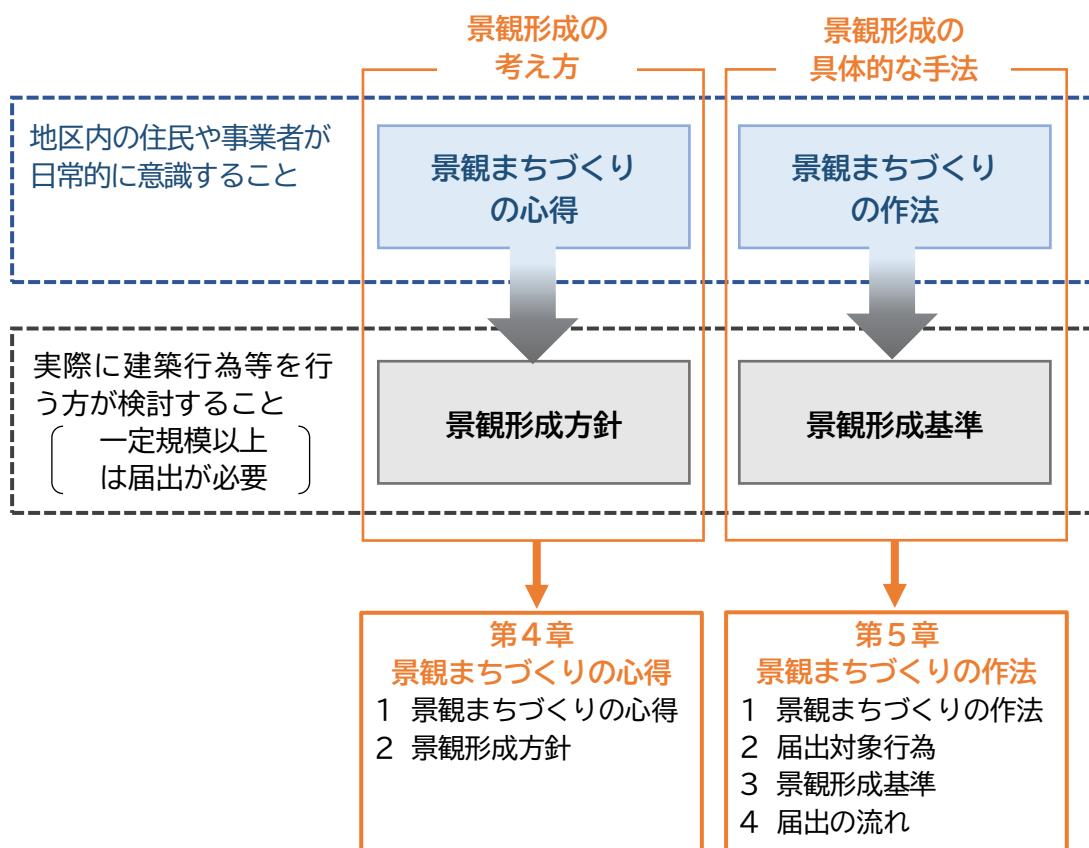
まちを持続させる

- ・来訪者との交流により定住の促進を図り、良好な景観とともに住み良いまちを次世代に継承する

■本計画における景観誘導の仕組み

本計画では、地区内の住民や事業者が意識すると良い景観形成の考え方や具体的な手法をそれぞれ景観まちづくりの心得と作法として示します。景観まちづくりの心得と作法を基本として、地区内で建築行為等を行う場合に検討する必要がある事項を「景観形成方針」および「景観形成基準」として定めます。

なお、本地区では一定規模以上の建築行為等を行う場合、景観法に基づく「届出」により、建築行為等の内容が景観形成基準に適合しているか審査を受けることが必要です。



第4章 景観まちづくりの心得

1 景観まちづくりの心得

景観まちづくりの心得とは、まちが魅力的な居場所となるよう日常的に意識する心掛けのことです。関ヶ原町では4つの心得を軸として、身近にできることから始めていきます。

景観まちづくりの心得を基本として、実際に建築行為等を行う際に検討すべき方針（景観形成方針）を定めます。

景観まちづくりの心得

心得1 景観を大事にする

- * まちが現代に至るまで、どのような経緯をたどってきたのかを知り、大切な景観について共有の認識をもつ
- * 景観をまちの個性として継承するため、全体の調和を意識する

心得2 まちなみに愛着を持ち、育てる

- * 住宅や事業所の玄関先の掃除や庭木の手入れ等、できることから始める
- * 道路からみえる範囲を意識して心地良い歩行空間をつくる
- * 自慢のまちなみに育て、来訪者をおもてなしする

心得3 意識を変える

- * 景観をつくる手法よりも、暮らしていきたいまちのイメージをもつことを意識する
- * まち全体の将来像を考える

心得4 さまざまに連携する

- * 住民、事業者、行政、学校に加え、各種団体や来訪者等のさまざまな立場の人と協力する
- * 来訪者や子どもを巻き込み、景観まちづくりを波及させる

景観形成方針

2 景観形成方針

実際に建築行為等を行う住民や事業者または設計者等の方々は、景観まちづくりの心得に則った景観形成方針について考慮することが必要です。

本地区では、周辺との調和を図り、関ヶ原らしいまちなみを形成し、交流とにぎわいの創出をめざして次の方針を定めます。

① 成り立ちを踏まえたまちなみの保全・形成

本地区が成り立った経緯を知ることで本地区の個性や大切にすべき景観とはどのようなものかという共有の認識をもち、共通の考え方のもと良好なまちなみを保全・形成します。

② 背景の山なみと一体となった水と緑の眺望の保全

まちなみの背景となる緑豊かな山なみ、地区内を流れる水や風情ある雪景色を意識し、現在の良好な眺望を保全します。

③ 歩いて楽しいまちなみと眺望の形成

魅力的な歩行空間の形成により、地区内の住民や事業者だけでなく来訪者も楽しめるまちなみと眺望の形成を推進します。また、岐阜関ヶ原古戦場記念館や地区外の景観資源等との回遊ネットワークの形成を図ります。

④ 景観を身近な環境づくりに捉えた協力しあう取組みの推進

景観まちづくりでは、自らできる身近なこと、地区内の住民や事業者と協力してできること、行政や学校、各種団体等と協働してできることなど、さまざまな主体と行う多様な取組みを推進します。

⑤ 交流がうまれるにぎわいの形成

本地区の良好な景観や景観資源を活用し、本地区の住民や事業者と来訪者が交流することでうまれるにぎわいの形成を推進します。

第5章 景観まちづくりの作法

1 景観まちづくりの作法

景観まちづくりの作法とは、本地区の住民や事業者が建築物や土地を考える際に知っておくと良い景観に関する具体的な手法（工夫ポイント）のことです。本地区の景観特性を踏まえ、旧北国街道を中心とした「まちなみ」、地形や自然、史跡、まちなみ等により構成される一体的な「眺望」、山なみと調和する豊かな「植栽」、人々の活動やおもてなしの心から生まれる「空間演出」を大切するため、これら4項目について景観まちづくりの作法を示します。

景観まちづくりの作法を基本として、実際に建築行為等を行う際に検討すべき基準（景観形成基準）を定めます。

景観まちづくりの作法

項目		作法
① まちなみ	1. 建築物の配置	敷地と建築物の位置を配慮することで、まちなみに一体感が生まれます
	2. 色彩・デザイン	色彩やデザインに配慮することで、旧街道らしいまちなみが形成されます
	3. 町家の活用	既存の町家を活用することで、更なる魅力の創出につながります
	4. 景観資源の活用	マンボ等の地域の大切な景観資源を知ることが重要です
② 眺望	1. 眺望のみえ方	地区内からの眺望のみえ方を大切にします
	2. 建築物の高さ	高さは周辺の建築物の高さとの調和を考えることが大切です
	3. 太陽光発電設備の配慮	太陽光発電設備に目隠しを設置することで、まちなみに調和することができます
③ 植栽	1. 緑化	玄関先や庭先、敷地境界に緑をおくことで、潤いのある空間を演出できます
④ 空間演出	1. 建築設備の工夫	建築設備の意匠を工夫することで関ヶ原らしさを演出できます
	2. 小スペース活用	小さなスペースでもベンチや緑をおくと、歩く人が楽しめる空間を創出できます
	3. ライトアップ演出	ライトアップにより情緒的な演出ができます

景観形成基準

<景観まちづくりの作法のイメージ>

作法②-2 建築物の高さ
 ・高さは周辺の建築物の高さとの調和を考えると大切です

作法②-1 眺望のみえ方
 ・地区内からの眺望のみえ方を大切にします

作法①-2 色彩・デザイン
 ・色彩やデザインに配慮することで、旧街道らしいまちなみが形成されます



作法④-2 小スペース活用
 ・小さなスペースでもベンチや緑をおくと、歩く人が楽しめる空間を創出できます

作法④-3 ライトアップ演出
 ・ライトアップにより情緒的な演出ができます

作法②-3 太陽光発電設備の配慮
 ・太陽光発電設備に目隠しを設置することで、まちなみに調和することができます

作法①-1 建築物の配置
 ・敷地と建築物の位置を配慮することで、まちなみに一体感が生まれます

作法③-1 緑化
 ・玄関先や庭先、敷地境界に緑をおくことで潤いのある空間を演出できます

作法①-3 町家の活用
 ・既存の町家を活用することで、更なる魅力の創出につながります

作法①-4 景観資源の活用
 ・マンボ等の地域の大切な景観資源を知ることが重要です

作法④-1 建築設備の工夫
 ・建築設備の意匠を工夫することで関ヶ原らしさを演出できます

(注) このスケッチは作法を取り入れたイメージを表現したもので、実際の景観とは異なります

2 届出対象行為

本地区において一定規模以上の建築行為等を行う場合は、景観法に基づく「届出」により建築行為等の内容が景観形成基準に適合しているか審査を受けることが必要です。本地区ではよりきめ細やかな基準とするため、届出対象行為は町全域の規模よりも小さいものとしています。なお、景観法第16条第7項における通常行為、軽易な行為、やむをえない行為等は届出対象行為から除きます。

<届出対象行為>

届出対象行為	届出を要する規模	
	陣場野公園周辺地区	【参考】景観計画区域（町全域）
建築物の建築等 ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○延床面積が10㎡を超えるもの ○上記の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、又は模様替若しくは色彩の変更で、その範囲が外観の変更1/2以上のもの	○高さ10m以上、又は延床面積500㎡以上 ○上記の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、又は模様替若しくは色彩の変更で、その範囲が外観の変更1/2以上のもの
工作物の建設等^{※)} ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○すべての工作物の新設、増築、改築若しくは移転 ○工作物の外観を変更することとなる修繕、又は模様替若しくは色彩の変更で、その範囲が外観の変更1/2以上のもの	○高さ10m以上 ○上記の規模を超える工作物の外観を変更することとなる形状又は色彩の変更で、その範囲が外観の変更1/2以上のもの ○高さ5m以上かつ長さ10m以上の擁壁 ○出力が50kW以上の太陽光発電設備
開発行為	○左記の内容は景観計画区域での届出にて対応	○1,000㎡以上
土地の開墾等		○1,000㎡以上
木竹の伐採等		○1,000㎡以上
屋外における土石等の堆積		○500㎡以上

※ 関ヶ原町における工作物（関ヶ原町景観条例施行規則第2条）

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(第11号に掲げるものを除く。)
- (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔、鉄塔、高架水槽その他これらに類するもの
- (4) 門、塀、擁壁、垣、柵、金網その他これらに類するもの(その支持物を含む。)
- (5) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類するもの
- (6) 自動車車庫の用途に供するもの
- (7) クラッシャープラント、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの
- (8) 石油、ガス、液化石油ガス、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの
- (9) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
- (10) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (11) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む。)
- (12) 高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- (13) 橋梁、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するもの
- (14) 太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備及びその附属品をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）
- (15) 上記に掲げるもののほか、町長が指定するもの

3 景観形成基準

実際に建築行為等を行う住民や事業者または設計者等の方々は、景観まちづくりの作法に則った景観形成基準に適合させることが必要です。景観形成基準を意識することで、現在の良好な景観の保全を図ることができます。

<景観形成基準>

項目	景観形成基準		
高さ	・周辺のまちなみや、背景の山なみ、古戦場の遺構を尊重した高さとする		
配置	・旧北国街道であることを踏まえ、屋根形状に配慮する		
および形状	・隣り合う建築物の外壁線や外構の位置を意識し、まちなみの連続性に配慮する		
色彩・意匠・素材	・建築物、工作物の色彩は、旧北国街道のまちなみでは、瓦や漆喰壁等の旧街道らしい素材・色彩に配慮し、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩とする（色彩基準参照）。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられている部分の色彩、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩、歴史的な由来のある色彩についてはこの限りではないこととする		
	色彩基準	色 彩	彩度
		R（赤系）～Y（黄系）	6 以下
		GY（黄緑系）～RP（赤紫系）	4 以下
		N（無彩色）	制限なし
	・アクセントカラーは、歩行者の目線やにぎわい創出を意識して低層部に集約する等効果的に用いる ・屋根の素材は、瓦または瓦に近い黒やダークグレーの色彩とする等の配慮をする ・光沢や反射の強い素材は極力避けるよう努める ・外壁が長大になる場合は、壁面形状や目地、色彩に変化をつけて分節化をする等の配慮をする		
外構・設備	・門や塀を設置するときは、まちなみの一体感に配慮した形態、デザインとして落ち着いた色彩とする		
	・玄関先や敷地境界に植栽を配置する等、東首塚や陣場野公園、山なみとの緑の一体感に配慮する		
	・道路に面して駐車場を設ける場合は、敷地境界に緑化や塀を設置する等、まちなみの連続性に配慮する		
	・屋外設備には、木材等の自然素材の活用や、家紋等のデザインを施した目隠し等を設置する等の工夫に努める		
太陽光発電設備	・地上に太陽光発電設備を設置する場合は、生垣や塀によって景観に配慮した目隠しをする		

眺望	・旧北国街道のあった歴史、関ヶ原の戦いに関する史跡、マンボ等の景観資源や山なみを尊重し、良好な眺望の保全・形成に努める
----	---

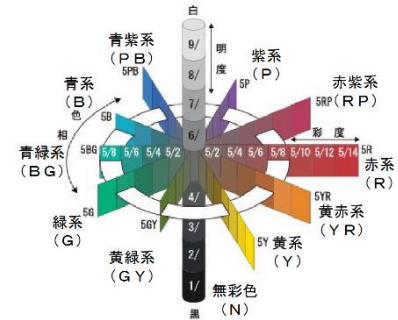
<参考 マンセル表色系>

マンセル表色系とは、ひとつの色彩を色相、明度、彩度という3つの要素の組み合わせによって表現するもの。

(色相) / (明度) / (彩度)

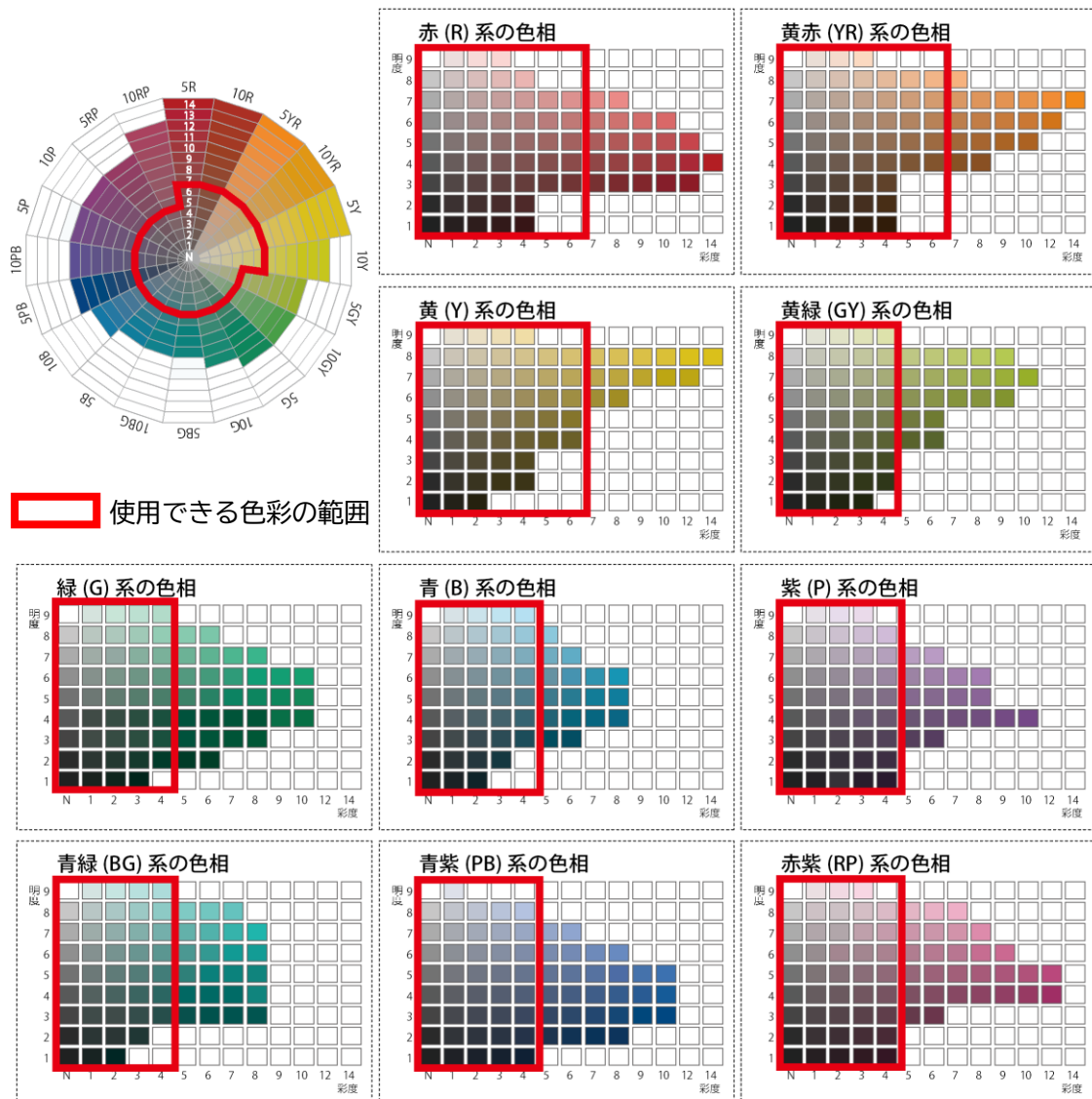
● 5 R 6 / 9
色相=色合い 5 R = 5ブルー 明度=明るさ 6 の 彩度=鮮やかさ 9

● N 4. 0
無彩色 エヌ 明度=明るさ 4. 0



<建築物・工作物の色彩基準>

色 彩	彩 度	
	陣場野公園周辺地区	【参考】景観計画区域（町全域）
R（赤系）～Y（黄系）	6 以下	6 以下
GY（黄緑系）～RP（赤紫系）	4 以下	4 以下
N（無彩色）	制限なし	制限なし

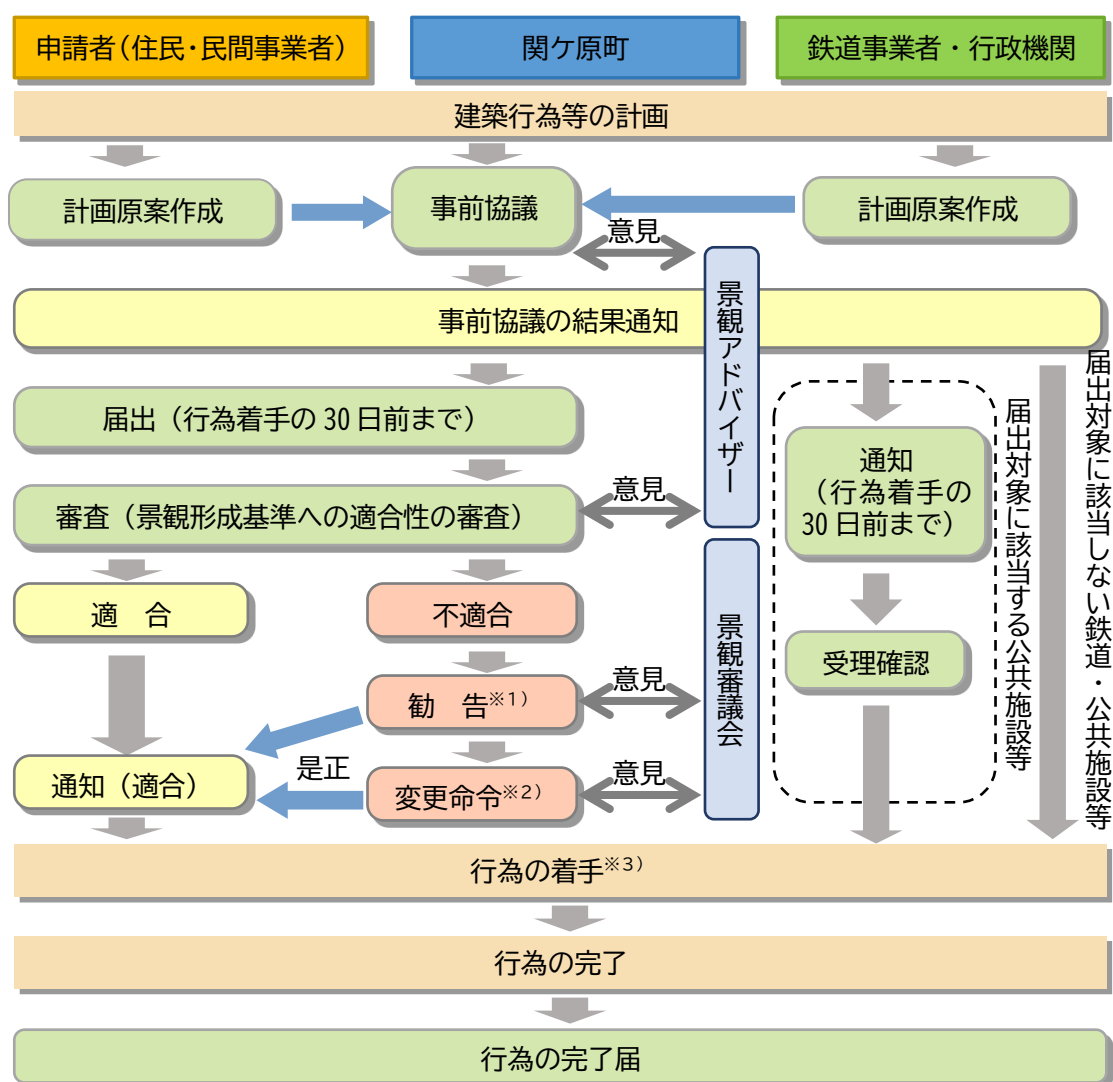


(注) 印刷による色再現のため30実際のマンセル値とは異なる場合があります。

4 届出の流れ

本地区で届出が必要な行為を行う場合は、関ヶ原町景観計画に示す景観計画区域（町全域）の場合と同様の手続きが必要です。関ヶ原町へ事前に届出が必要となり、届出が受理された日から 30 日経過した後でなければ届出行為に着手できません。なお、届出に関わる行為が本計画に定めた景観形成基準に適合しないと認められた場合には、設計の変更等を勧告することがあります。

また、事業者等（国・県等を含む）は届出対象行為について、具体的な設計を行う際は、建築行為等の形態意匠等に関して町との事前協議を行わなければなりません。



※1 勧告

・勧告の期限：届出受理から 30 日以内

※2 変更命令

・変更命令：建築物・工作物の形態意匠のみ
・変更命令の期限：届出受理から最大で 90 日以内で延長可能

※3 行為の着手

・景観法第 18 条により、届出後 30 日間（延長された場合はその期間）は行為に着手できない。ただし、適合の通知を受けた場合は着手可能

* 罰則

景観法第 103 条：届出をしなかった場合または虚偽の届出をした場合…30 万円以下の罰金
景観法第 102 条：変更命令に従わなかった場合…50 万円以下の罰金

第6章 景観まちづくりの展開

1 良好なまちなみ形成の取組み

本地区の景観は、一人ひとりの積み重ねや住民、事業者、行政、学校等の連携によって形成されることが望まれます。本地区の住民や事業者だけでなく、関ヶ原町の町民や全国からの来訪者等にとっても魅力的にみえる景観の形成を目指し、3つのプロジェクトの実施を推進します。

❖ 『美しいまちなみ』プロジェクト（案）

- ・ まちなみ修景
- ・ ゴミ置き場やサインのデザイン統一
- ・ 関ヶ原らしさ演出（のぼり、馬防柵、太鼓やほら貝の音の活用 等）
- ・ 緑と花の植栽
- ・ 環境美化（ゴミ拾い 等）
- ・ 東首塚の緑の整備

等

❖ 『にぎわいづくり』プロジェクト（案）

- ・ 空き地や陣場野公園のイベント活用
（マルシェ、朝市、ビアガーデン、ナイトシアター 等）
- ・ 空き家の活用（起業・店舗展開の推進、イベント出展 等）
- ・ 岐阜関ヶ原古戦場記念館や関ヶ原合戦祭り等と連携したイベント開催
- ・ マンボ等の景観資源の調査、周知
- ・ マンボの水を活用した親水空間の創出
- ・ 地元産の食の提供
- ・ 新たな人材発掘と景観まちづくりへの参画
- ・ 子どもの景観まちづくりへの参画
- ・ 既存モデルコースの周知・活用
- ・ 地元企業と連携したイベント開催
- ・ ライトアップ

等

❖ 『眺望スポットづくり』プロジェクト（案）

- ・ 眺望スポットサインの整備
- ・ 休憩所の整備
- ・ 眺望スポットコンテストの開催
- ・ 重要眺望区域の周知

等

令和3年度 景観ワークショップの主な意見

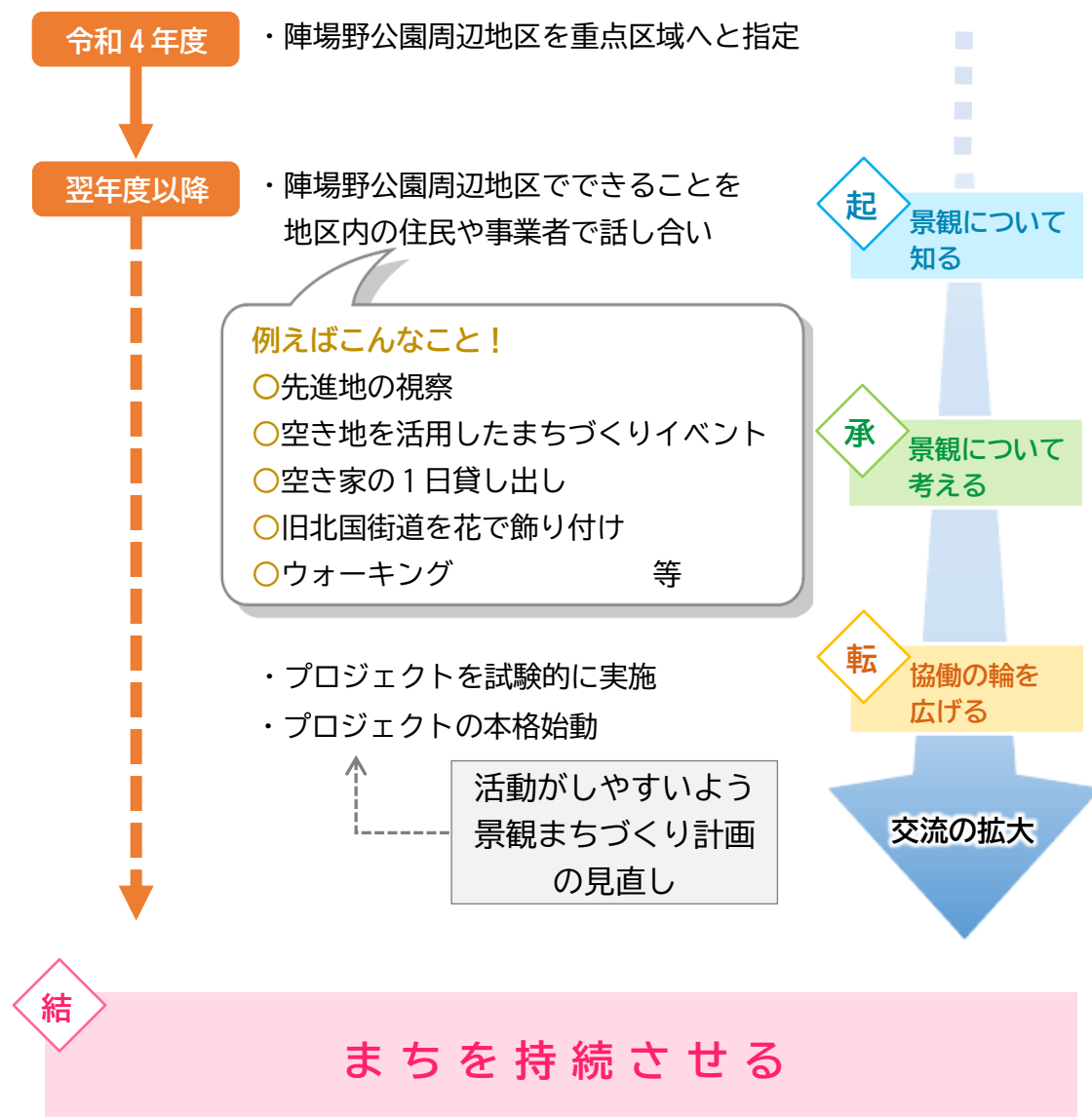
- 旧北国街道や山なみ等の自然とマッチした店舗や住宅があると良い
- 家紋デザイン等をさりげなく取り入れる
- キッチンカーの出店やマルシェ等の開催などにより、空き地でのにぎわいをつくる
- 提灯やかがり火のデザインでライトアップできると良い
- 岡山烽火場や伊吹山等を眺望できる場所を分かるようにする
- のぼりで旧北国街道に人を誘導する

等

2 今後の取組み

陣場野公園周辺地区を重点区域へと指定した後は、景観まちづくりストーリーに沿って取組みを展開し、交流の拡大とともにまちの持続をめざします。

景観まちづくりを推進するための今後の取組みイメージは次のとおりです。



陣場野公園周辺地区
景観まちづくり計画
【関ヶ原町景観計画別冊】



関ヶ原町役場 産業建設課
〒503-1592 関ヶ原町 大字関ヶ原 894-58
TEL 0584-43-3054 FAX 0584-43-3122